

令和8年度姫路市立神南中学校いじめ防止基本方針

姫路市立神南中学校

1 学校の方針

本校は「自立 友愛 奉仕」を校訓とし、『なりたい自分を見つけ 主体的に学び続ける生徒の育成』という学校教育目標を立て、家庭地域と協力しながら安全安心で、活力と落ち着きのある学校づくりを全職員で達成するため日々の活動に取り組んでいる。

いじめは、人権侵害であり、人として許される行為ではない。しかし、この問題はどの学校の、どの生徒にも起こり得る問題である。全ての生徒が夢と希望を持って安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組んでいけるよう、いじめ防止のため日常の指導体制を整備し「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校区は、姫路市の東北端に位置する豊かな田園地帯にあり、三世同居あるいは同敷地内に三世が暮らす家庭が多く、基本的に落ち着いた生活を送っている。しかし、本校においても「いじめ問題」は生徒指導上喫緊の課題となっており、近年の急速な情報技術の発展によりインターネットを介した新たないじめの問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。そこで、いじめ問題に対して教職員が高い意識をもち、①いじめの未然防止 ②いじめの早期発見 ③いじめへの速やかな対応の3つを柱とし、校長のリーダーシップのもと組織的かつ的確にいじめ問題に取り組んでいく。

3 いじめ防止のための取組、組織的対応

(1) いじめを未然に防止するための日常の取組

日常より生徒や学級の様子を把握し、生徒の中にいじめを起こさない土壌づくりに取り組む。道徳の授業やライフスキル教育等を通して、生徒が自己肯定感を持ち、モラルを高める活動を展開していく。保護者や地域へも積極的に発信を行い、学校、家庭、地域の連携を高める。また、教職員は敏感にいじめを察知できるよう、教職員チェックリストを別に定める。

別紙1 (1) いじめ未然防止 (2) 教職員チェックリスト

(2) いじめの早期発見、速やかな組織的対応

いじめは見えないところで起こるということを認識し、教職員は生徒と積極的にかかわる機会を大切にし、生徒の小さな変化も敏感に察知したい。いじめを見逃さず早期発見のため定期的にアンケートを実施する。けんかやふざけあいであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを組織で判断するものとする。

いじめの兆候を発見した時は、いじめ防止対策推進法第23条第1項に基づき、早期に適切な対応をする。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、問題の解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応する。教職員がいじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、いじめ対応チームを発足させ、早急に情報の収集と記録、情報の共有、事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。また、収集し確認した情報及び対応について、市教育委員会に報告し、校長の判断により学校サポートスクラムチームの支援を要請する。加えて教職員は近年の急速な情報技術の発展によりいじめはますます複雑化、潜在化、スピード化、多様化していることを念頭に置き、ネットいじめに対しても組織的に対応する。

いじめの解消については、行為が止んで3か月以上、苦痛を感じていないことを、本人及び保護者との面談等により確認することとする。

別紙2 (1) いじめの早期発見 (2) いじめアンケート

別紙3 いじめへの速やかな対応、いじめ対応チーム、ネットいじめ対応

(3) 未然防止及び早期発見にむけた指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見のあり方、いじめの対応を行う教職員の資質能力向上のための校内研修の実施などを年間指導計画に定める。

別紙4 年間指導計画

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある」と認めるとき」である。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合」と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめを原因とし、重大事態に至ったという申し立てがあったときは校長が判断し適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。市教育委員会の判断により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ対応チームに適切な専門家を加えた組織で調査し、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

5 その他の事項

地域に根差した学校運営を行ってきた本校では、様々な場面で学校、家庭、地域の連携を強化してきた。いじめ防止等についても学校評議員会やPTA総会、懇談会や保護者会、また各種通信やホームページを通して家庭、地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に全職員で点検し、必要に応じて見直す。そのため、本方針を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

補足 いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条第1項)

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

4つの
要素

- ① 行為をした者 (A) も行為の対象となった者 (B) も児童生徒であること
- ② A と B の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ A が B に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること